

その他の記載内容に関連する監査人の責任の改正について

2022年3月31日以後終了する事業年度に係る監査から、2021年1月に改正された監査基準委員会報告書720「監査した財務諸表が含まれる開示書類におけるその他の記載内容に関連する監査人の責任」（以下監基報720）が適用となります。

監基報720の適用により、監査人の監査報告書において、その他の記載内容に関する記載が追加されることとなりますが、今回は関連する実務上の留意点についてご紹介したいと思います。

監基報720では、監査人はその他の記載内容を通読し、その過程で以下を検討する必要があるとされています。

- ① その他の記載内容と財務諸表の間に重要な相違があるかどうか検討する。
- ② その他の記載内容と監査人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討する。
- ③ 財務諸表又は監査人が監査の過程で得た知識に関連しないその他の記載内容について、重要な誤りがあると思われる兆候に注意を払う。

そのうえで、その他の記載内容の重要な相違又は重要な誤りへの対応があった場合には必要に応じてその他の手続を実施することとなります。（なお、その他の記載内容自体は監査人の意見表明の対象ではない点については、従前の実務からの変更はありません。）

現行実務においては、各企業において様々な法令や実務慣行に基づき統合報告書等の財務諸表以外の開示書類が作成されており、今後も見込まれている更なる情報開示の拡充の要請により、様々な情報が様々な形で監査報告書が付された財務諸表とともに開示されることが想定されています。

このうち、どの情報が「その他の記載内容」に該当するか、いつ監査人がその情報を入手できるかといった部分は、会社と監査人で事前に十分なコミュニケーションを取っておく必要があると考えられます。

特に会社法監査においては、「その他の記載内容」は、事業報告及びその附属明細書となりますが、これらについても監査人は上記①～③の対応が求められる点を考慮すると、会社法の監査報告書日までに、監査対象となる計算書類等に対する監査手続のみならず、「その他の記載内容」に対する作業等を完了できるようにする必要があるため、会社法決算・監査のスケジュールは事前に会社と監査人で事前に十分なコミュニケーションを行っておく必要があると考えられます。

以上
